

男女共同参画ニュース

6月23日(金)から29日(木)は、「男女共同参画週間」です

令和5年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ  
**無くそう思い込み、守ろう個性**  
**みんなでつくる、みんなの未来。**

(内閣府公募)

「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として定めています。

内閣府では「男女共同参画社会の実現と女性活躍の推進に向けた、日本国内、国際社会へのメッセージ」をテーマとしてユース世代を対象に募集し、このキャッチフレーズが選ばれました。

男性と女性が互いにその人権を尊重し、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し「男だから」「女だから」といった、性別で固定的に役割を決めてしまう意識に気づき、この意識を見直していくことが必要です。

男女ともに活躍できる社会とは？

「本当は家事や育児などにもっと関わりたい」という男性もいると思いますが、「毎日残業でなかなか休暇が取れない」「育児休業を取得できない」と最初から諦めてしまっていることもあるでしょう。**男性が育児などで休みを取りにくく、女性なら取りやすいという環境では、男性と女性の仕事と家庭のバランスの偏りが大きいままになってしまいます。**

誰にとっても働きやすい社会が求められています。そのためには、性別による差別や偏見、さまざまな社会制度の見直しや長時間労働前提の労働環境を変えること、そして男性たち自身が暮らし方を変えていくことも必要です。

そうすることで、男性だけでなく女性にとっても暮らしやすい社会への一歩につながります。

関係機関をご紹介します

埼玉県男女共同参画推進センター(With Youさいたま) ☎048-600-3800  
 (月~土曜日 午前10時~午後8時30分) ※祝日・年末年始・第3木曜日を除く

男性のための電話相談 ☎048-601-2175(毎月第1・3日曜日 午前11時~午後3時)  
 相談内容…人間関係、家族・夫婦、DV、生き方など相談内容は問いません。



ホームページ QRコード

人権擁護委員をご紹介します

人権擁護委員は、法務大臣に委嘱されたかたで、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害が起きないように見守りをしています。

現在、町では、岡田和巳さん、逸見智恵子さん、中島勇次さんが委嘱されています。

問合せ=総務課 庶務係 ☎76-1115

消費生活相談 Q & A



「私には、見えません」「靈感等の知見を用いた「怪しい占い・靈感商法」の勧誘に注意」

かけで、期待や不安をおおる文言で感情を揺さぶられ、有料ポイントや高額商品の購入、献金などを要求されます。

従来より消費者契約法では、靈感などによる知見を用いた告知による勧誘は契約取消の対象でしたが、消費者被害の深刻化に対応するため法改正が行われました。

改正前は「そのままだと消費者本人の将来に悪い事が起きると不安をおおる勧誘」が取消対象でしたが、改正後は「消費者本人または消費者の親族の生命や財産などに関して、そのままだと今ある悪い事、将来起こる悪い事を回避できないと不安をおおったり、現在不安を抱えていることに乗じたりする勧誘」が対象となりました。

行使期間は契約締結から10年(改正前は5年)、被害を受けていたと気付いた時から3年(改正前は1年)の間、適用されます。

【事例1】  
 スマホ閲覧中に現れた「将来が不安な人へ」という広告から、占いサイトの「無料診断」に興味本位で個人情報を入力すると、占い師から「不幸なままでもいいのか?」とメッセージが届いた。やがて「運氣を上げるためのメッセージ」などをやりとりするたびにポイント購入が必要になり、総額で50万円は支払った。退会を申し出ると「もう少しで守護霊から大金が贈られるのに、今止めると全てが無駄になる」と引き留められた。

【事例2】  
 街中で「運命を鑑定します」と声を掛けられたら承ると、現在気がかりで悩んでいる事を指摘され、相手を信用した。「先祖の供養をした方がいい」と言われ勉強会に参加することにし、会費や祈祷料、献金などで合計100万円くらい支払った。生活が不安だが家族や友人に相談してはいけなと言われていた。冷静に考え、今は少しでも返金してほしいと思っ

【消費者へのアドバイス】  
 ・期待や不安をおおるような勧誘を受けても、不要ならば毅然と断りましょう。  
 ・占い師や鑑定士に成りすまして個人情報聞き出す場合もあります。個人情報気軽に相手に伝えず、支払いが発生するような場合は慎重になりましょう。

困ったときの相談窓口は…  
 消費者ホットライン ☎188 (188を立ち腰入り)と覚えてください。  
 埼玉県消費生活支援センター熊谷 ☎048-524-0999  
 役場「消費者相談窓口」 ☎76-5133 (農林商工課内)

みさと文芸

俳句と短歌を募集中心!  
 毎月5日までに総務課へお届けください

短歌  
 森館に音楽祭の音あふれ久方ぶりの開催喜ぶ  
 原田 淳子  
 我が家猫目耳匂い効かなくて食べ場所トイレ上手に捜す  
 有馬 康博  
 風薫る羽黒山にて見る若葉春告げ鳥のさえずり聞きて  
 有馬 千代  
 さだまさし「案山子」にまたも引きこまれ涙のままの菌みかきの鏡  
 丸山 好子  
 ペットフード夕べに食し出たつきり猫の会議は夜明けまで続く  
 中里 勝江  
 満開の森館の庭風吹きて桜に見とれコロナ遠のく  
 清水ミヨ子  
 土筆萌え山はまぶしく若みどり櫻の天ぶらうるいのひたし  
 原 武久  
 菜種梅雨あがりて今朝の散歩かな道の端の花風に揺れたり  
 小林カツ子  
 桜咲き春の息吹は強かりし元氣出せよと励ましている  
 福島恵美子  
 俳句  
 夫を恋ひ祈りて寝落つ花の夜  
 飯尾 君江  
 俳句・短歌の投稿には、住所・氏名・連絡先・ふりがな等を必ず明記してください。